

高規格材鉄骨製作支援制度の概要

<運用の流れ>

- ① 本制度の利用を希望する工場が「製作能力説明ガイドライン」を全構協のホームページから入手する。
- ② 工場は、550N 鋼の溶接施工試験結果と製作実績および工場の製作能力等をガイドラインに従って「製作能力説明書」にまとめ、その説明書確認を全構協に申請する。
- ③ これを全構協の審査専門委員会が審査し、ガイドラインの要件に適合していれば「全構協高規格材（550N）適合工場」として確認書を交付する。
- ④ この工場が 550N 鋼適用鉄骨工事の鉄骨製作を担当する場合、「製作能力説明書」と「確認書」を設計者・施工者に提出し、溶接施工法試験の省略を申請する。

